

障がいを理由とする差別解消の推進について

令和6年3月4日

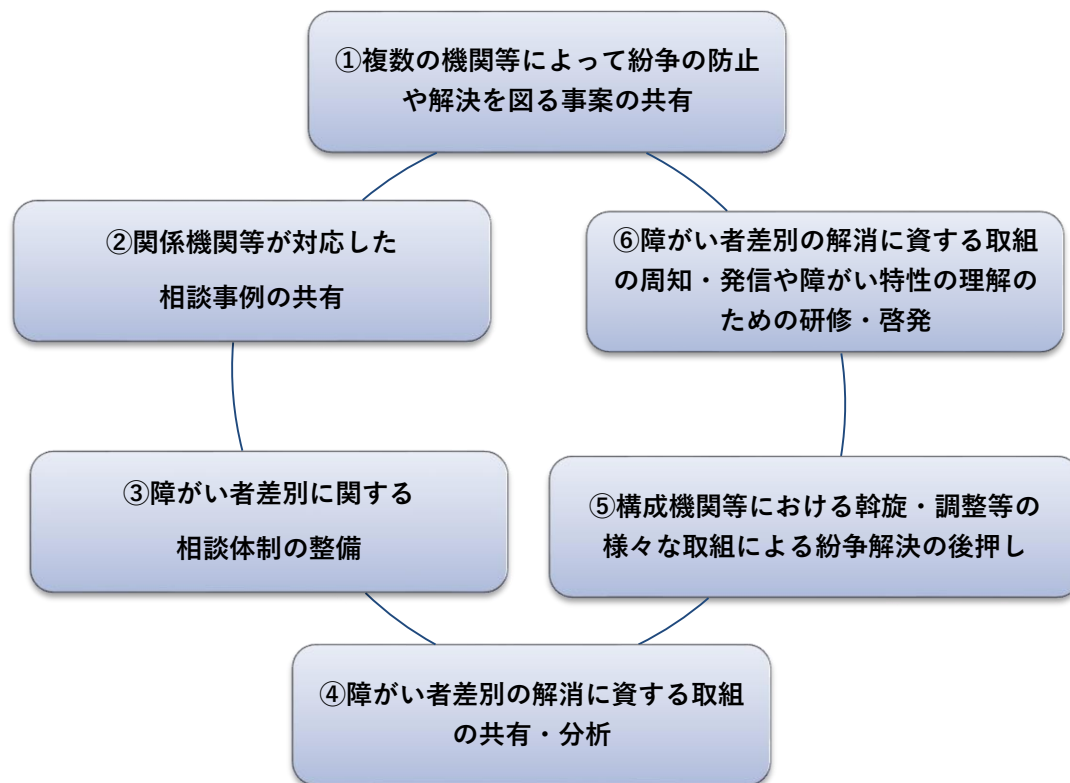
燕市障がい者自立支援協議会

1 燕市障がい者自立支援協議会の位置づけ・役割

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第17条において、国と地方公共団体の機関は地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができるとされています。

燕市では、障害者差別解消支援地域協議会の役割を燕市障がい者自立支援協議会が担うことになっています。

《障害者差別解消支援地域協議会の役割》



2 障がい者差別解消法(内閣府資料より抜粋)

共生社会の実現に向けて

我が国では、障害のある人もない人も、
互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会（**共生社会**）を
目指しています。

社会モデル

➤ 障害の「社会モデル」：障害のある人が日常生活等で受ける様々な「制限」は、社会の側に様々な障壁（バリア）があることによって生じるものという考え方

- ・ 階段しかないので、2階には上がれない
⇒「障害」がある



- ・ エレベーターがあれば、2階へ上られる
⇒「障害」がなくなった



- ・ 車椅子の方は何も変わっていない
- ・ 変わったのは、あくまでも周囲の環境
- ⇒ 「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになる



障害者差別解消法

**不当な差別的
取扱い**の禁止

合理的配慮
の提供



障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことで、障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる
「共生社会」の実現へ！

障害者差別解消法の対象

分野

- 教育、医療、福祉、公共交通等、**日常生活及び社会生活に係る分野が広く対象**となる
※雇用の分野については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる

障害者

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）、その他心身の機能の障害（難病等に起因する障害も含む）がある者であって、**障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けているもの**

※障害者手帳を持っている人に限らない

事業者

- 商業その他の事業を行う企業や団体等であり、**同種の行為を反復継続する意思をもって行うもの**
- 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない（※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれる）
- 対面やオンラインなどサービス等の提供形態の別も問わない。



「不当な差別的取扱い」とは

- **行政機関等と事業者**は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を
 - ◆ 拒否する
 - ◆ 場所や時間を制限する
 - ◆ 障害のない人にはつけない条件をつけるなどにより、障害者の権利利益を侵害すること（**不当な差別的取扱い**）が禁止されている
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

具体例



1
保護者や介助者が
いなければ入店を断る



2
障害者向けの物件はない
と言って対応しない

正当な理由がある場合

- 「**正当な理由**」がある場合、すなわち、その行為が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「**不当な差別的取扱い**」にはならない
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、**個別の事案ごとに**、
 - ◆ 障害者、事業者、第三者の権利利益
例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等
 - ◆ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持などの観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**する必要

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

「合理的配慮の提供」とは

- **行政機関等と事業者**においては、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことが求められる（行政機関等は義務、事業者は努力義務）
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

具体例



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

留意事項

- 事務・事業の目的・内容・機能に照らし、
- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ② 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度
（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度
（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、**現行の努力義務から義務へと改める。**

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) **国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。**
- (3) **地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。**

※ 施行期日

公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

令和6年4月1日施行

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことを求めている。

（※障害者差別解消法（改正法施行前）では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

3 燕市の取組と相談対応状況

【法第5条】環境の整備

合理的配慮を的確に行うため、施設の構造の改善及び設備の整備、職員研修など、必要な環境の整備に努める。



次ページ以降で説明

【法第14条】相談及び紛争の防止等のための体制の整備



次ページ以降で説明

【法第10条】職員対応要領の作成



H29年作成済。加えて、職員対応マニュアルも整備済。

【法第17～20条】障害者差別解消支援地域協議会

相談対応や差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、組織することができる。



燕市障がい者自立支援協議会

【法第15条】啓発活動

障がいを理由とする差別の解消について、関心と理解を図るため啓発活動を行う。



次ページ以降で説明

【法第16条】情報の収集、整理及び提供(令和6年4月から新設)

障がいを理由とする差別の解消の取組に資するよう、地域における障がいを理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

総務部総務課人事係による研修会開催

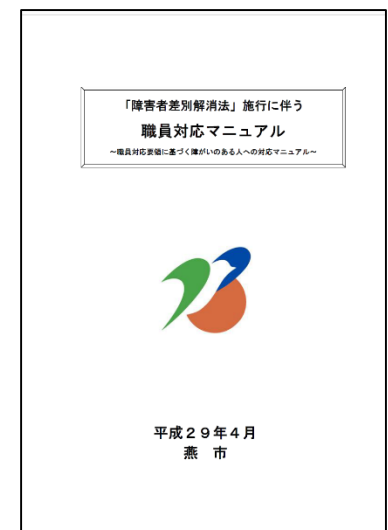
≪行政実務基礎研修(新採用職員向け)≫

- 実施日:令和5年6月2日(金)
- 対象者:燕市職員(R5年4月1日採用)
- 参加数:27人
- 内 容:研修カリキュラムの一つとして、『障害者差別解消法』及び『職員対応要領及び対応マニュアル』について説明。

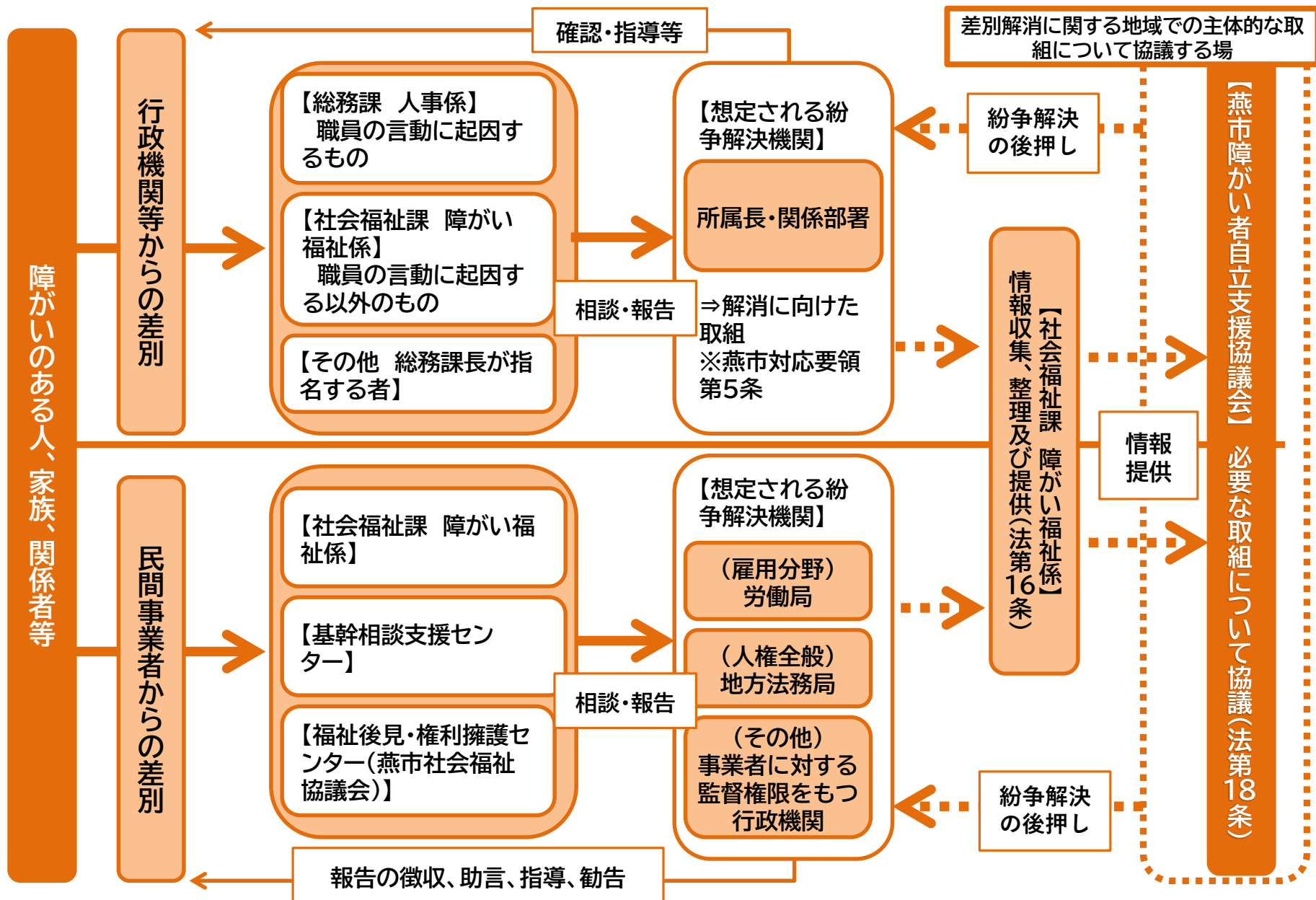
※研修会の資料は、掲示板にて全職員に周知。



≪職員対応マニュアル≫



相談及び紛争の防止等のための体制の整備



相談及び紛争の防止等のための体制の整備～障がい者差別解消に係る相談対応状況～

【内閣府・新潟県が実施する相談状況調査】より

県警や県教育委員会、各市町村の窓口等に寄せられた相談の合計です。

年度	分類	燕市			県全体 ※燕市含む
		件数	相談種別	障がい種別	
R4年度	行政機関等	0件	—	—	5件 (差別0件) (合理的配慮の不提供5件)
	事業者	0件	—	—	18件 (差別14件) (合理的配慮の不提供4件)
R5年度 ※ただし、12月 末時点	行政機関等	3件	3件 (合理的配慮の不提供)	3件 (精神)	10件 (9月末時点) (差別4件) (合理的配慮の不提供6件)
	事業者	1件	1件 (合理的配慮の不提供)	1件 (精神)	12件 (9月末時点) (差別4件) (合理的配慮の不提供8件)

資料番号7-2(当日配布)参照。

啓発活動～ヘルプマーク・ヘルプカード～

●配布場所

- ①燕市社会福祉協議会(法人本部、燕支所、分水支所)
- ②児童研修館・こどもの森
- ③燕市役所



●配布状況(累計数)

燕市	令和5年12月末 時点	令和5年3月末 時点
ヘルプマーク (ストラップ)	489	393
ヘルプカード	409	323

県全体 ※燕市含む	令和5年3月末 時点
ヘルプマーク (ストラップ)	7,347
ヘルプカード	5,865



人口に占める配布割合は、県内でも
上位です。



参考資料 ヘルプマークとヘルプカード

■ ヘルプマークとは・・・

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

活用例 1) 周囲から見える位置（かばん等）に付ける。

活用例 2) 電車の優先席や公共施設等に掲示する。

活用例 3) ヘルプマークを使った「ヘルプカード」の作成

ヘルプマークを身に付けたり、掲示していることで、周囲の方からの配慮を促し、利用しやすい環境の確保につなげることが目的。



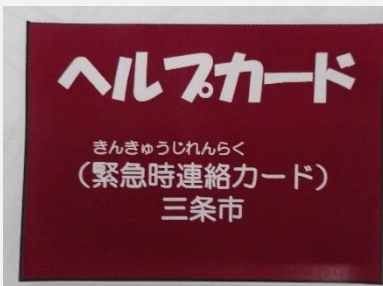
ヘルプマーク

■ ヘルプカードとは・・・

ヘルプカードは、障がい者等が緊急時や平時に、周囲に理解を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載したカードのことです。

また、各自治体が独自に作成しているため、カードの名称（安心カード、おねがいカードなど）やデザインなど様々で、ヘルプマークを使用していないカードもあります。

参考



啓発活動～こころの健康講座の開催～

自殺対策及び障がいの普及啓発(主に精神疾患)を目的とし、市民向けの講座を燕市保健センターと3回開催。**※H29年からは、燕商工会議所と共催。主に市内企業への周知に協力いただく。**

日時	内容	講師	場所	参加人数
【第1回】 9月9日(土) 午後1時30分～3時30分	発達障がいの世界を知る ～思春期、青年期に中心に～	NPO 法人にいが た・オーディズム 理事長 角田千里 様	中央公民館 3階中ホール	26人 (前年27人)
【第2回】 10月25日(水) 午後1時30分～3時30分	大人の発達障がいと生きにくさを抱える 若者の心理～家族や周りを変えていく 『いいところ探し』の実践～ ※当事者の方の発表もあり。	群馬医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学博士 河合 純 様	中央公民館 3階中ホール	40人 (前年27人)
【第3回】 11月30日(木) 午後1時30分～3時30分	誰もが住みやすく支え合う地域 ～発達障害から考える～	石橋クリニック 医院長 石橋 幸滋 様	中央公民館 3階中ホール	20人 (前年17人)



会場の様子【第2回】

令和8年度燕市保健センター健康講座
「こころの健康講座」

『こころの健康を育むために大切なこと』とは？
生きにくさを抱える人々について理解を深め、病気や障がいがある人も
誰もが健康で暮らしやすい社会について考えてみませんか？

参加の約1/3
が初参加
OKです！！

あなたの心は
元気ですか？

開催日時	開催場所	講師	参加費
9月9日(土) 午後1時30分～3時30分	中央公民館3階中ホール	角田千里 様	無料
10月25日(水) 午後1時30分～3時30分	中央公民館3階中ホール	河合純 様	無料
11月30日(木) 午後1時30分～3時30分	中央公民館3階中ホール	石橋幸滋 様	無料

★定員：各回50名(定員に達した場合は抽選となります)
★申込み：燕市保健センター(0256-52-5461)へお電話
または、燕市保健センターのホームページから申し込みください。

※参加費無料・無料参加者で定員の場合は、抽選となります。

【参加される皆様へお願い】
・参加費はマシンの横断幕に掲載しています。
・1週間前までに37歳以上の市民、障がい、風邪症状がある方は、参加をご遠慮ください。
・参加費はマシンの横断幕に掲載されているようにお支払いをお願いします。

【お問い合わせ】
★燕市保健センター
0256-52-5461
★燕市社会福祉課
0256-77-8171

主催：燕市社会福祉課、燕商工の会、燕市商工会連合会

チラシ

普及啓発～つばめバリアフリーフェス開催①～

毎年12月3日から12月9日までの「障がい者週間」に合わせて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がい者施設間の交流や新たな連携を育み活動の活性化へ繋げるため、「つばめバリアフリーフェス2023(つばめバリアフリーフェス)」を開催。

内容①：障がい者施設の活動紹介・製品販売

1.日 時:12月7日(木)～12月9日(土)午前10時～午後3時30分

2.場 所:燕市役所 1階つばめホール

3.内 容:障がい者施設の活動紹介コーナーと製品販売コーナーを設置

※来場者アンケートにご協力いただいた人にプレゼントあり(各日で100個限定)。

4.参加事業所数:11か所

5.来場者数:691人(前年623人)(内訳) 7日(木)227人、8日(金) 194人、9日(土)270人

チラシ



普及啓発～つばめバリアフリーフェス開催②～

内容②：こころのバリアフリー講演会

1. 日 時：令和5年12月9日(土)午後1時30分～午後3時(受付：午後1時から)
2. 会 場：燕市役所 1階会議室101・102・103(手話通訳・要約筆記あり)
3. 演 題：『生きているだけで100点満点！』
4. 講 師：奥山 佳恵 氏(おくやま よしえ)
5. 人 数：126人(前年56人)
6. 主催：燕市、燕市社会福祉協議会

※こころのバリアフリーとは？

障がいのある人などが安心して日常生活や社会生活が出来るようにするため、施設整備(ハード面)だけでなく、障がいのある人の困難を自らの問題として認識し、こころのバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

会場の様子



チラシ

つばめバリアフリーフェス2023

こころのバリアフリー講演会
「生きているだけで100点満点！」
講師・俳優/タレント **奥山 佳恵 氏**

参加費無料
手話通訳・要約筆記あり

日 時 **12月9日(土)**
13:30～15:00 (13:00～受付開始)

会 場 燕市役所 1階会議室 (101, 102, 103)

定 員 100名 ※事前の申し込みをお願いします。

【申し込み・問い合わせ】
〒990-0001 燕市役所生活福祉センター「はばたき」
TEL: 0256-66-5588 (2F) 8:30～17:15
FAX: 0256-66-5560
メール: kyo_shokuhoku@city.tsubame.lg.jp

～障がい者就業支援等の活動及び自主製品の紹介～
※製品の販売はございません。
日程：12月7日(木)～9日(土) 10:00～15:00
会場：燕市役所 1階つばめホール

2011年に誕生したダウン症の次男の育児について体験談を中心にご講演をいただきました。奥山様の明るい人柄や障がいを受け入れながら生活するエピソードなど、会場全体が自然と優しい雰囲気に包まれました。

4 今後の取組

市民・事業所等への 普及啓発

- ・商工会議所等と連携して、事業所への周知・啓発を図る。
- ・障がい特性の理解を目的とした市民向けの講座を開催する(継続)。

相談者に寄り添った 相談対応

- ・内閣府が実施する研修に参加するなど、相談対応を担う人材を育成する(新規)。
- ・関係部署と連携し、相談者に寄り添った対応を心がけていきます。必要に応じて、県から助言や専門的な支援を受ける。
- ・新潟県の事例集などを参考にし、対応能力の向上に努める。

協議の場の活性化

- ・障がいを理由とする差別の解消を推進するため、相談事例、参考となる事案や先進地の取組などを共有を通して、共通認識の形成や必要な取組を協議する。